

新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急事態宣言の拡大を受けての 本山学園の新たな対応について

本山学園（以下、学園）においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、学園の対応を協議するために「本山学園新型コロナウイルス対策委員会」（以下、委員会）を設置し、これまで様々な角度から協議を進め、基本的姿勢として、「徹底的な感染防止対策及び教育の場と質の担保の両立を目指し、日々最大限の努力を払う。学園の全ての教職員と学生においては、絶えず自分が感染するかもしれないという危機意識をもって良識ある行動をとるよう要請する」ことを基本姿勢として、さらに授業展開や学外での対応などの詳細をまとめ、学園の全ての教職員及び学生の皆様に公示する予定でしたが、公示直前になり、国から、突然「緊急事態宣言」の全国への拡大の方針が示され、岡山県が「緊急事態宣言」の対象区域になったことを受けて、新たな対応策が提示されました。

この様な一連の経緯を踏まえ、学園においても、再度、今後の対応を練り直す必要が生じたため、委員会において新たに協議した結果、以下のような対応策をとることになりましたので、ご報告させて頂き、全ての教職員及び学生の皆様には、新型コロナウイルス感染症に対する我が国の現状を十分に認識され、くれぐれも慎重な行動をお取り頂きますようよろしくお願い申し上げます。

学園の新型コロナウイルス感染症への対応策

学園を、2020年4月21日（火）から5月6日（水）までの期間を臨時休校とする。

この期間中に実施予定の授業については、夏季休暇あるいは授業日程の組まれていない時間などを活用して補填する。

授業の再開は、5月7日（木）とする。ただし、この時点においてなお再開が困難な状況であれば、状況に応じて再検討を行い、連絡をします。

臨時休校中の対応事項

以下の事項の順守の徹底をお願いいたします。

1. 学園外での行動について

- ①「三つの密」（密閉・密集・密接）の環境をつくらない、参加しないことを徹底する。

全ての教職員及び学生においては、「緊急事態宣言」及び「特定警戒都道府県」の該当地域等で、これまで、クラスターが多く発生している所、若者が感染源になりやすい所、感染経路不明者が多く発生してい

る所、等の場所での感染の危険性を鑑み、以下の場所には、絶対に入
りしない。

スポーツクラブ、劇場、映画館、ライブハウス、展示場、博物館、
美術館、図書館、ショッピングモール、カフェ、バー、インターネッ
トカフェ、カラオケ店、パチンコ店、マンガ喫茶、ゲームセンター。
この他にも、「三つの密」の環境と思われる所には絶対に入
りしない。また、飲食店・料理店・居酒屋等での会食は自粛する。

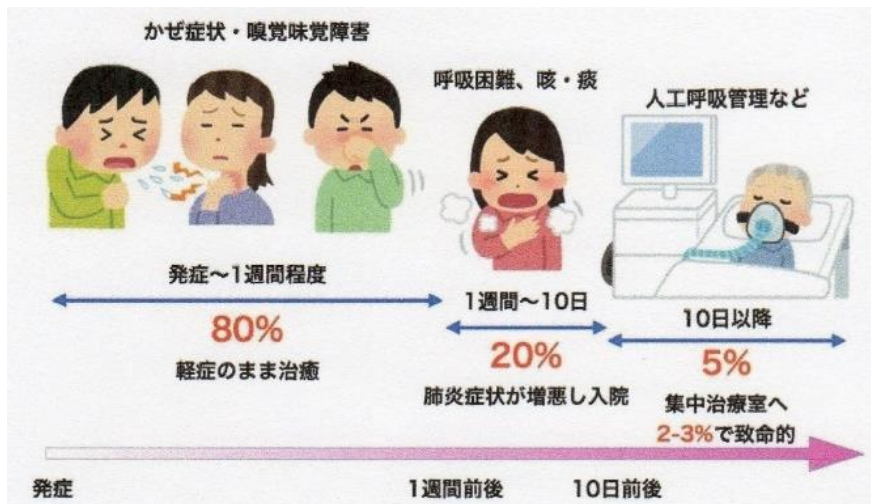
- ② ①以外の場所においても、不要不急の外出をしない。
- ③ マスクを正しく着用し、咳エチケットを守り、アルコールによる手指消
毒、流水・石鹸による手洗いをこまめに行う。
- ④ できるだけいろいろな物には触らない。
- ⑤ 自分の手で鼻・口・目などには極力触らない。
- ⑥ 県境をまたいでの往来及び外国への渡航は極力避ける。やむを得ない場
合には、所定の届け出用紙を事務局に必ず提出し許可を得る。場合によ
っては、それらの中止を勧告することがある。

2. 体調チェックシート（別紙）による健康の自己管理の徹底

毎日、朝と夕に、必ず体調チェックシートに記入し、臨時休校明けの最初
の登校日に、各校担当者に提出すること。

なお、下記に該当する場合には、該当者は必ず各校担当教員に連絡し、担
当教員は委員会に報告し、委員会は必要に応じ適切な対応をとる。

- ① チェック項目に該当する症状が一つでもある場合には外出を控える。こ
の場合、主たる症状が消失しても、症状消失後 4 日間は自宅待機とす
る。持病等がある場合には「かかりつけ医」に電話連絡して指示を受け
る。
- ② チェック項目に該当する症状（特に 37.5 度以上の発熱、体のだるさ、呼
吸器症状、嗅覚・味覚障害）が 4 日間以上続く場合には、外出を控え、
「かかりつけ医」又はもよりの「新型コロナ相談窓口」（各自治体保健所
内に設置、24 時間対応）に電話連絡して指示を受ける。
- ③ 2 項の①及び②に加えて、新型コロナウイルス感染症であることが確定し
た人及び 2 週間以内に流行地域に渡航・居住していた人との濃厚接触歴
がある場合は、少なくとも 発症後 2 週間は外出を控え、適宜もよりの
「新型コロナ相談窓口」に連絡して指示を受ける。
- ④ 症状がなくても、新型コロナウイルス感染症であることが確定した人及
び 2 週間以内に流行地域に渡航・居住していた人との濃厚接触歴がある
場合は、接触後 2 週間の外出を控える。
- ⑤ 「緊急事態宣言」及び「特定警戒都道府県」の該当地域への往来及び流行
地域への渡航歴がある人は、帰県後 2 週間は外出を控える。



(忽那賢志氏 HP より)

3. 教職員あるいは学生において感染が強く疑われる者が出た場合

該当者においては、岡山県保健福祉部健康推進課から出されている「新型コロナウイルス感染症対応フロー図」（岡山県 HP 参照）に従って行動する。

感染確定後は医療機関の指示に従う。

症状緩解後の登校については、医療機関の指示に従う。

登校後にさらに学園内でのフォローが必要な場合には、医務室が対応する。

疑われたが検査結果が陰性であった者については、該当機関の指示に従う。

5. 教職員あるいは学生に感染者が出た場合の休校等への対応

学園は、文部科学省からの以下の通達に則り行動する。

「学生又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局（学園においては岡山市保健所 086-803-1360）と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。法人事務局は、岡山市保健所と密に連絡をとり適切に対応する。

以上

本山学園新型コロナウイルス対策委員会